

3 水質汚濁防止関係法令の概要

例 ㊦ 水質汚濁防止法 ㊧ 水質汚濁防止法施行令 ㊨ 水質汚濁防止法施行規則
 ㊩ 排水基準を定める省令 ㊪ 富山県公害防止条例 ㊫ 富山県公害防止条例施行規則

| 法令名 | | 規制対象工場 | 規制物質及び項目 | |
|---|-------------------|---|-------------------------|---|
| 水質汚濁防止法 | 公共用水域 | 特定事業場 (特定施設を設置する工場又は事業場) | 生活環境項目等 ㊦2②㊩ ㊧3 | ①水素イオン濃度 ②生物化学的酸素要求量 ③化学的酸素要求量 ④浮遊物質量 ⑤ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) ⑥ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) ⑦フェノール類含有量 ⑧銅含有量 ⑨亜鉛含有量 ⑩溶解性鉄含有量 ⑪溶解性マンガ含有量 ⑫クロム含有量 ⑬大腸菌群数 ⑭窒素含有量 ⑮磷含有量 |
| | | 特定施設 ㊦2② ㊧1 | 有害物質 ㊦2②㊩ ㊧2 | ①カドミウム及びその化合物 ②シアン化合物 ③有機磷化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ポリ塩化ビフェニル ⑨トリクロロエチレン ⑩テトラクロロエチレン ⑪ジクロロメタン ⑫四塩化炭素 ⑬1,2-ジクロロエタン ⑭1,1-ジクロロエチレン ⑮1,2-ジクロロエチレン ⑯1,1,1-トリクロロエタン ⑰1,1,2-トリクロロエタン ⑱1,3-ジクロロプロペン ⑲チウラム ⑳シマジン ㉑チオベンカルブ ㉒ベンゼン ㉓セレン及びその化合物 ㉔ほう素及びその化合物 ㉕ふっ素及びその化合物 ㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗塩化ビニルモノマー ㉘1,4-ジオキサン |
| | | 指定事業場 (指定施設を設置する工場又は事業場) | 指定物質 ㊦2④ ㊧3の3 | 別記 |
| | | 指定施設 ㊦2④ | 油 ㊦2⑤ ㊧3の4 | ①原油 ②重油 ③潤滑油 ④軽油 ⑤灯油 ⑥揮発油 ⑦動植物油 |
| | | 貯油事業場等 (貯油施設等を設置する工場又は事業場) | | |
| | 貯油施設等 ㊦2⑤、㊧3の5 | | | |
| | 地下水 | 有害物質使用特定事業場 (有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場) | 有害物質 | 法に定める物質(①～㉓) |
| | | 有害物質使用特定施設 ㊦2⑧ | | |
| | | 指定事業場 指定施設 ㊦2④ | 指定物質 | 別記 |
| | 地下浸透未然防止 | 貯油事業場等 貯油施設等 ㊦2⑤、㊧3の5 | 油 | 法に定める油(①～⑦) |
| 有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場 有害物質使用特定施設 ㊦5③ 有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場 有害物質貯蔵指定施設 ㊦5③、㊧4の4 | | 有害物質 | 法に定める物質(①～㉓) | |
| 上乗せ条例 ㊦3 ㊩③ | | 有害物質 | 法に定める物質のうち①、②及び⑥ | |
| | | 生活環境項目等 | 法に定める項目のうち②、③、④、⑥、⑦及び⑧ | |
| 富山県公害防止条例 | 公共用水域 | 特定事業場 (污水又は廃液に係る特定施設を設置する工場又は事業場) | 有害物質 | 法に定める有害物質のうち①～㉔ |
| | | ㊫2④ ㊫2 | 生活環境項目等 | 法に定める項目のうち①～⑬及び弗素含有量 |
| | 地下水 | 水質関係有害物質 使用特定事業場 ㊫2⑤ | 水質関係有害物質 ㊫2⑤ ㊫2の2 | 法に定める物質のうち①～㉔ |

条 項 号

： ； ；

法 1 ② ③

| 基準・規則 | 届 出 等 | 行 政 措 置 | そ の 他 |
|---|--|---|---|
| 一般基準 ③ 3 ①② ④ 1 附則 排出制限 ⑤ 12 ① | ①施設設置届 ⑥ 5 ① ②施設使用届 ⑥ 6 ③構造等の変更届 ⑥ 7 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑥ 10 ⑤承継届 ⑥ 11 ③ ⑥事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ① | ①計画変更命令等 ⑥ 8 ① ②改善、一時停止命令 ⑥ 13 ③事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ④緊急時の措置命令 ⑥ 18 ⑤罰則 ⑥ 6 ⑥ 30, 31, 32, 33, 34, 35 | 排水水の汚染状態の測定・記録・保存義務 ⑥ 14 ① ⑥ 9 |
| | 事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ② | ①事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ②罰則 ⑥ 31 | / |
| | 事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ③ | ①事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ②罰則 ⑥ 31 | |
| 特定地下浸透基準 ⑥ 6 の 2 浸透制限 ⑥ 12 の 3 | ①施設設置届 ⑥ 5 ② ②施設使用届 ⑥ 6 ③構造等の変更届 ⑥ 7 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑥ 10 ⑤承継届 ⑥ 11 ③ ⑥事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ① | ①計画変更命令等 ⑥ 8 ① ②改善、一時停止命令 ⑥ 13 ③事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ⑥ 14 の 3 ⑤罰則 ⑥ 30, 31, 32, 33, 34, 35 | 特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録・保存義務 ⑥ 14 ① ⑥ 9 |
| | 事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ② | ①事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ②罰則 ⑥ 31 | / |
| | 事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ③ | ①事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ②罰則 ⑥ 31 | |
| 構造、設備及び使用の方法に関する基準 ⑥ 12 の 4 ⑥ 8 の 2～8 の 7 | ①施設設置届 ⑥ 5 ③ ②施設使用届 ⑥ 6 ③構造等の変更届 ⑥ 7 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑥ 10 ⑤承継届 ⑥ 11 ③ ⑥事故時の措置 ⑥ 14 の 2 ①② | ①計画変更命令等 ⑥ 8 ② ②改善、一時停止命令 ⑥ 13 の 3 ③事故時の措置命令 ⑥ 14 の 2 ④ ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ⑥ 14 の 3 ⑤罰則 ⑥ 30, 31, 32, 33, 34, 35 | 構造、設備、使用の方法の定期点検、記録、保存義務 ⑥ 14 ⑤ ⑥ 9 の 2 の 2 |
| 法の基準にかえて、県内全公共用水域を対象に適用 | | | |
| 法の基準にかえて、県内の各河川ごとに設定 | | | |
| 一般基準 排出制限 ⑧ 8 ③ ⑩ 15 の 4 | ①施設設置届 ⑨ 9 ①, ③ ②施設使用届 ⑩ 10 ③構造等の変更届 ⑩ 11 ① ④使用開始の報告 ⑩ 13 の 2 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ⑩ 14 ⑥承継届 ⑩ 15 ③ ⑦改善措置報告 ⑩ 17 | ①計画変更命令 ⑩ 12 ① ②改善命令等 ⑩ 16 ③ ③事故時の措置命令 ⑩ 18 の 2 ② ④緊急措置要請 ⑩ 19 ⑤罰則 ⑩ 28, 28 の 2, 28 の 3, 29, 32 | ①測定義務 ⑩ 18 ⑩ 10 ②事故時の措置 ⑩ 18 の 2 ① |
| 一般基準 ⑧ 8 ③ | | | |
| (地下浸透基準) ⑧ 8 ③ 浸透制限 ⑩ 15 の 5 | ①施設設置届 ⑨ 9 ①, ③ ②施設使用届 ⑩ 10 ③構造等の変更届 ⑩ 11 ① ④使用開始の報告 ⑩ 13 の 2 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ⑩ 14 ⑥承継届 ⑩ 15 ③ ⑦改善措置報告 ⑩ 17 | ①計画変更命令等 ⑩ 12 ① ②改善命令等 ⑩ 16 ③ ③事故時の措置命令 ⑩ 18 の 2 ② ⑤罰則 ⑩ 28, 28 の 2, 29, 32 | |

指定物質

- ①ホルムアルデヒド
- ②ヒドラジン
- ③ヒドロキシルアミン
- ④過酸化水素
- ⑤塩化水素
- ⑥水酸化ナトリウム
- ⑦アクリロニトリル
- ⑧水酸化カリウム
- ⑨アクリルアミド
- ⑩アクリル酸
- ⑪次亜塩素酸ナトリウム
- ⑫二硫化炭素
- ⑬酢酸エチル
- ⑭メチル-tert-ブチルエーテル（別名MTBE）
- ⑮硫酸
- ⑯ホスゲン
- ⑰1,2-ジクロロプロパン
- ⑱クロルスルホン酸
- ⑲塩化チオニル
- ⑳クロロホルム
- ㉑硫酸ジメチル
- ㉒クロルピクリン
- ㉓りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
- ㉔ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロボス又はESP）
- ㉕トルエン
- ㉖エピクロロヒドリン
- ㉗スチレン
- ㉘キシレン
- ㉙p-ジクロロベンゼン
- ㉚N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
- ㉛3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
- ㉜テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- ㉝チオりん酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMEP）
- ㉞チオりん酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
- ㉟1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- ㊱チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
- ㊲チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)（別名イソキサチオン）
- ㊳4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
- ㊴チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)（別名クロルピリホス）
- ㊵フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- ㊶エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
- ㊷1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
- ㊸臭素
- ㊹アルミニウム及びその化合物
- ㊺ニッケル及びその化合物
- ㊻モリブデン及びその化合物
- ㊼アンチモン及びその化合物
- ㊽塩素酸及びその塩
- ㊾臭素酸及びその塩
- ㊿クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- ①マンガン及びその化合物
- ②鉄及びその化合物
- ③銅及びその化合物
- ④亜鉛及びその化合物
- ⑤フェノール類及びその塩類
- ⑥1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}.1^{3,7}]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）